

松江市 事業復活支援金

のご案内

令和4年

4月27日 (水) ▶ 6月30日 (木)

受付開始

当日消印有効

新型コロナウイルス感染症拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、

国の事業復活支援金の対象とならない、

売上が20%以上30%未満減少

している中小企業者などの皆さまに、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するため支援金を支給します。

詳しくは、市ホームページに掲載の

松江市事業復活支援金申請要領をご確認ください



【問い合わせ】 松江市事業復活支援金事務局

☎ 050-8881-0996 (受付:平日9:00~17:00)



松江市事業復活支援金

で

検索



松江市事業復活支援金について

次の①～④の要件すべてを満たす事業者

①対象期間の任意の月(対象月)の売上高が、基準期間の対象月と同じ月(基準月)の売上高と比較して、減少率が20%以上30%未満減少していること。

対象期間	基準期間(下記のいずれかの期間)
令和3年11月から令和4年3月まで	・平成30年11月から平成31年3月まで ・令和元年11月から令和2年3月まで ・令和2年11月から令和3年3月まで

※平成31年1月から令和3年10月までの間に開業した場合など、別に定める特例を用いる事ができます。詳細は市ホームページをご確認ください。

対象者

②市内に本社または主たる事業所を有する法人、市内に住所または主たる事業所を有する個人事業者

③今後も事業の継続及び立て直しのための取り組みを実施する意思があること

④その他、次の要件を満たしていること

- ・中小企業庁が実施する事業復活支援金の給付要件を満たす者又は給付を受けた者でないこと
- ・既にこの支援金の給付を受けた者でないこと
- ・法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ・松江市暴力団排除条例に規定する「暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者」でないこと
- ・政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超
▲30%以上	売上高減少率が▲30%以上の方は、国の事業復活支援金にご申請ください。			
▲20%以上 30%未満	10万円	20万円	30万円	50万円

給付額

給付額算定式 基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分

※算定式に基づいて算出された給付額が給付上限額を超過した場合、給付額は給付上限額となります。

申請書類

申請に必要な書類は、市ホームページなどでご確認ください。
市ホームページから申請書をダウンロードできます。
松江市役所正面玄関案内、市役所各支所、松江商工会議所、各商工会などでも配布しています。



松江市
事業復活支援金

申請方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、原則、郵送にて申請してください。
※どうしても持参を希望される場合は、事前に電話で予約してください。

【送付先】〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市事業復活支援金事務局

詳しくは、市ホームページに掲載の
松江市事業復活支援金申請要領をご確認ください。